京私教協　2018年度第2回　教員免許事務勉強会

新課程開始に向けた準備について②

～経過措置、学力に関する証明書様式、「みなし」、そして編転入生の単位認定～

2018年12月1日

You,
Unlimited

龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

109ページ

（4）学科等の課程認定取下届

　取り下げた課程において、教育課程の変更や専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、110 ページ（5）旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（５）旧法に基づく変更届

平成３０年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

（ア）変更届の提出が必要な場合

89 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ提出が必要となる。

⇒ 89 ページの表

①授業科目を新設又は廃止する場合

②授業科目の名称を変更する場合

③授業科目の単位数を変更する場合

④授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）を変更する場合

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

⑤専任教員を変更する場合

⑥専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合

（イ）変更届提出期限

変更後の教育課程を実施する前に提出すること。

（ウ）変更届提出方法

111 ページを参照し、郵送により提出すること。ただし、新法に基づく変更届とは別の封筒に入れ、封筒の表に「旧法に基づく教育課程変更届 提出」と記載すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

（エ）必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成３１年度開設用）』によるが、「専任教員氏名・職名」欄は空欄とすること。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

参考書籍

第1部　変更届
（1）教育課程の変更届
（2）届出の原則
（3）変更事由ごとの対応
（4）届出に必要な書類の作成
（5）教員組織
（6）各様式別解説
第2部　再課程認定申請
（1）再課程認定申請とは
（2）教職課程認定基準・課程認定審査の確認事項
（3）教科に関する専門的事項・領域に関する専門的事項
（4）教育の基礎的理解に関する科目等について
（5）大学が独自に設定する科目
（6）複合科目
（7）教職課程コアカリキュラム・外国語コアカリキュラム
（8）教員審査
（9）提出書類、提出の省略

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

２４８ページ　Ｑ＆Ａ　Ｎｏ．１１４

Ｑ　いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。

Ａ　当該年度の在学生が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成３０年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必要となる。

　なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

５月１８日付け質問回答集

Ｎｏ.１７回答

　新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。

Ｎｏ.１８回答

「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

RYUKOKU
UNIVERSITY